

1 教育訓練給付制度とは

教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。一般教育訓練給付では、訓練経費の20%が支給されます。

2 一般教育訓練講座指定の法定研修

令和4年10月1日～令和7年9月30日

研修名	訓練経費	指定番号	受講開始日【全員共通】
実務研修	65,780	2822001-2220012-0	(第25回) 令和5年1月11日
			(第26回) 令和6年1月9日
更新研修B	32,640*	2822001-2220022-2	(令和5年度) 令和5年4月19日
			(令和6年度) 令和6年4月10日
再研修	32,640*	2822001-2220032-5	(令和5年度) 令和5年4月19日
			(令和6年度) 令和6年4月10日
更新研修A（後期） ※2回目以降の更新の方	21,400	2822001-2220042-8	(令和5年度) 令和5年10月11日
			(令和6年度) 令和6年10月8日
専門研修課程I	40,500	2822001-2220052-0	(令和5年度) 令和5年4月24日
			(令和6年度) 令和6年4月17日

※介護支援専門員証の更新状況が不明な方は、兵庫県高齢政策課にご確認ください。

※訓練経費とは、自己負担額のみを指します。事業主負担額、手当等の額は差し引いてください。

*ガイドライン改定に伴うテキスト変更により、訓練経費変更申請予定です。申請が受理されるまで厚生労働省のHP等では40,780円と表示されます。ご承知おきください。

3 支給対象 ★希望者は、ハローワークで支給要件照会ができます。

次の①又は②のいずれかに該当し、対象の研修を修了した方

①雇用保険の被保険者

当センターが指定する受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上（初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年以上）ある方。

②雇用保険の被保険者であった方

研修の受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（出産、疾病などで適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上（初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年以上）ある方。

■上記要件に加え、平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した方は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していることが必要です。

4 申請手続き

支給申請は、受講修了日の翌日から起算して1か月以内に、住居所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）で行う必要があります。

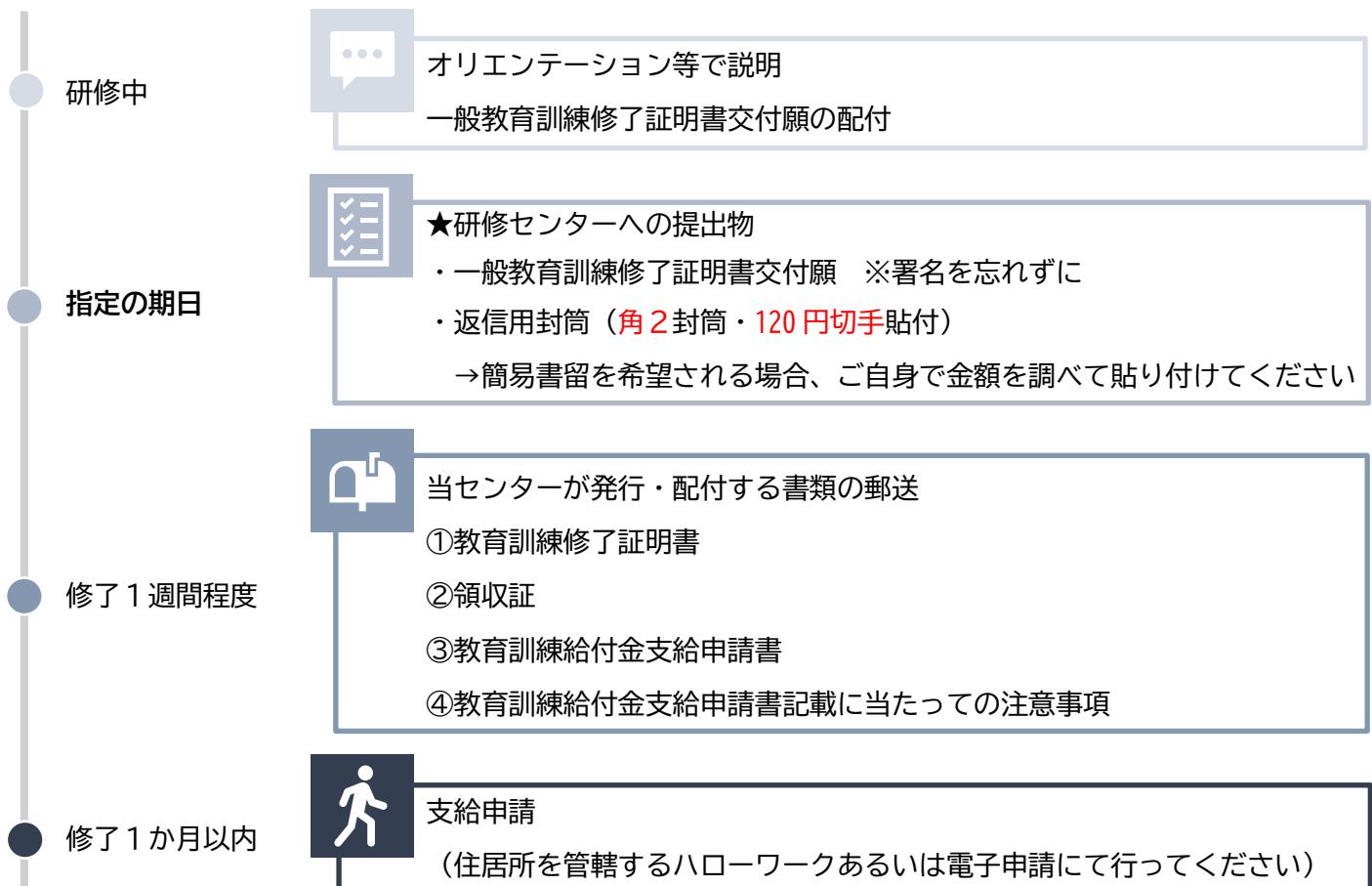
各自ご用意いただく書類がございますので、まずは、厚生労働省作成のリーフレットを以下の二次元バーコードからご覧いただき、詳細については管轄のハローワークにお問い合わせください。

一般教育訓練給付金のご案内
(ハローワークへの提出書類)

厚生労働省作成のリーフレット



5 当センターからの配布物、手続きの流れ



- 対象研修の明示書の確認
 - 一般教育訓練修了証明書交付願 福祉人材研修センターホームページ
のダウンロード
- 
- 支給要件照会をしたい場合 住居所を管轄するハローワーク
 - 申請や制度の詳細の問い合わせ
- 
- よくある質問の一覧 厚生労働省ホームページ
- 
- 更新状況が不明な場合 兵庫県高齢政策課
- 

※制度の詳細や支給要件に関することは、お住まいの地域のハローワークにお問合せください